明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**四四）　一

〔告　示〕

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**二二〇）　一

○日本国に帰化を許可する件（**同**二二一）

○登録有形文化財の登録を抹消する件（**文部科学**一〇〇）　二

○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（**厚生労働**二五二）　四

○米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針を定める件（**農林水産**八七五）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**八七六～八八一）　六

○旅行業法に基づく登録事項の変更の件（**観光庁**四）　七

○地域限定通訳案内士試験実施基準の一部を改正する告示（**同**五）　七

○多摩川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（**関東地方整備局**二三九）　八

○道路に関する件（**近畿地方整備局**九三～九五）　八

〔国会事項〕

内閣　警察庁　総務省　法務省　財務省　最高裁判所　八

〔人事異動〕

内閣　警察庁　総務省　法務省　財務省　最高裁判所　九

〔官庁報告〕

官庁事項

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施（総務省）　一〇

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　一一

北海道開発局公示（北海道開発局）　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁

有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係　一二

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

特殊法人等

衆議院共済組合定款の一部変更、企業年金基金解散・清算人就任関係　三三

会社その他

省　令

○農林水産省令第四十四号

米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）第二条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十六日

農林水産大臣　林　芳正

米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成二十一年農林水産省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

一　米穀粉又はピューレー状若しくはゼリー状の加工品であって、米穀以外の穀物の加工品に代替して用いられるもの

別記様式第一号（備考）1及び別記様式第二号（備考）1中「すべて」を「ゆで」に改め、ただし書を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。